

### 【別紙3】後遺障害による逸失利益の計算例

■後遺障害の逸失利益は次の算式により、計算されます。

$$\boxed{\text{収入額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数}}$$

■法定利率5%と3%それぞれの計算例は、以下のとおりです。

<前提条件>

- ・被保険者の事故前の収入額：700万円
- ・後遺障害等級：12等級（労働能力喪失率：14%）
- ・労働能力喪失期間：25年

<例①>法定利率：5%の場合

◇労働能力喪失期間25年に対するライプニッツ係数は「14.094」

$$\boxed{700 \text{ 万円}} \times \boxed{14\%} \times \boxed{14.094} = \boxed{1,381 \text{ 万 } 2,120 \text{ 円}}$$

<例②>法定利率：3%の場合

◇労働能力喪失期間25年に対するライプニッツ係数は「17.413」

$$\boxed{700 \text{ 万円}} \times \boxed{14\%} \times \boxed{17.413} = \boxed{1,706 \text{ 万 } 4,740 \text{ 円}}$$